

市内の小中学生から明るい選挙への思いが詰まった作品がたくさん集まりました

令和7年度明るい選挙啓発作品コンクール審査結果

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎096-248-1112

明るい選挙啓発作品コンクールへのご応募ありがとうございました。明るい選挙推進協議会および選挙管理委員会で、応募作品1,482点の審査を行ない、選考した下記のポスター作品を県の2次審査へ提出しました。また、習字作品の優秀賞を決定し、市役所1階ロビーに、11月28日(金)まで掲示しますので、ご覧ください。皆さんが応募してくれた作品は、明るい選挙の推進を含めた選挙啓発活動に役立てていきます。

ポスターの部



西合志中央小学校5年
坂井 愛梨



西合志南小学校6年
富永 芽衣

習字の部



西合志中央小学校3年
梅木 陽悠



合志南小学校4年
岩根 みゆ



西合志東小学校5年
株元 結加



合志南小学校6年
岩根 あみ



楓の森中学校1年
行弘 紗希



西合志中学校2年
松下 由愛



信愛女学院中学校3年
衛藤 瑚々

※選考作品は、市ホームページにはカラーで掲載しています。
ポスターの色合いなど、ぜひホームページをご覧ください



▲市ホームページ



こどもがこどもらしく暮らせるように

ヤングケアラーについて知っていますか

●問い合わせ先 こども家庭課 女性・こども家庭班(ヴィーブル内) ☎096-248-1199

ヤングケアラーとは、『家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行なっていると認められるこども・若者』のことです。

“過度に”とは、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強など)や自立に向けて必要な時間(勉強・就職準備など)を奪われたり、ケアに伴う身体面やこころへの負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合のことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁

どのような影響があるの

こどもの年齢などにあった家族のケア、お手伝いは、こどもの思いやりや責任感を育みます。しかし、ヤングケアラーは、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛のない時間、これらの『こどもとしての時間』と引きかえに家事や家族のお世話をすることで、年齢に見合わない責任や負担を負い、こどもの心身や将来などにさまざまな影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーに関する相談窓口

学校の先生やスクールソーシャルワーカーなどの人たちのほかにも、相談できるところがあります。相談内容については、秘密を守りますので、安心してご相談ください。

●市のヤングケアラーに関する相談窓口

相談時間 月曜日から金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時15分まで
連絡先 こども家庭課 女性・こども家庭班(総合センター「ヴィーブル」1階)
☎096-248-1199

●県ヤングケアラー相談支援センター

相談時間 月曜日から金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時まで
連絡先 ☎096-384-1000



▲県ヤングケアラー相談支援センター LINE